

○玉名市議会災害時対策会議規程

平成29年11月10日

議会訓令第8号

改正 平成30年9月28日議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市議会基本条例（平成29年条例第22号）第58条第2項の規定に基づき、玉名市議会災害時対策会議（以下「対策会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 対策会議は、本市域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、玉名市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議会と市長その他執行機関とが一体となった迅速で、かつ、的確な応急対策等の推進を図り、もって市民等の生命、身体及び財産を守るために活動するものとする。

2 対策会議は、大規模な災害が発生した後においても議会の的確な機能を維持し、予算等の重要な議案の審議の遅延により市政運営に支障を生じさせないため、迅速で、かつ、円滑な復旧及び復興の検討に資するために活動するものとする。

(対策会議の設置)

第3条 議長は、市対策本部が設置されたときに対策会議を設置する。

2 議長は、対策会議を設置したときは、第10条に規定する運営会議を直ちに招集しなければならない。

(所掌事項)

第4条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害に係る情報の収集、市対策本部との連携及び情報の共有に関すること。
- (2) 応急対策、復旧、復興等についての検討及び市長に対する提言等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第5条 対策会議は、全議員をもって組織する。

(主宰者)

第6条 対策会議は、議長が主宰する。

(議長の職務代行)

第7条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

2 議長及び副議長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、次の表の左欄に掲げる順位の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者がその職務を行う。

順位	職務を代行する者
第1位	議会運営委員長
第2位	議会運営副委員長
第3位	総務委員長
第4位	総務副委員長
第5位	年長の議員

(招集)

第8条 対策会議は、議長が招集する。ただし、一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、議会事務局長が招集する。

(会議)

第9条 対策会議は、第4条に掲げる所掌事務について協議する。

2 議長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

3 対策会議で協議する事項等は、議長が次条に規定する運営会議に諮って決定する。

4 議長は、あらかじめ協議する事項等の件名を文書（電子メールを含む。）で示し、対策会議を招集しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(運営会議)

第10条 対策会議に、議会としての意思決定に係る事前調整及び協議を行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対策会議の運営に関すること。
- (2) 地区組織が所管する区域（以下「所管区域」という。）及び当該地区組織に所属する議員（以下「地区担当議員」という。）の決定及び変更に関すること。
- (3) 対策会議で協議する事項の集約に関すること。
- (4) 災害に係る情報の集約及び共有に関すること。
- (5) 市長に対する提言等の取りまとめに関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

3 運営会議は、議長、副議長、総務委員長、建設経済委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長をもって組織する。

4 前項の規定にかかわらず、一般選挙後、前項に規定の職にある者が選出されるまでの間は、年長の議員、会派の代表者及び会派に属しない議員（以下「無会派の議員」という。）の代表者をもって組織する。ただし、会派の代表者又は無会派の議員の代表者が年長の議員である場合は、会派にあつては当該会派に所属する議員のうちから、無会派の議員にあつては他の無会派のうちから代理者を指名し、運営会議に出席させるものとする。

5 運営会議は、議長が掌理し、運営会議を招集する。

6 議長の職務代行については、第7条の規定を準用する。

（意見の聴取等）

第11条 議長は、必要があると認めるときは、運営会議の構成員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（地区組織）

第12条 対策会議に、所管区域の災害情報の収集及び集約を行うため、地区組織を置く。

2 地区組織は、地区担当議員で組織する。

3 地区組織に隊長を置く。

4 地区組織には、玉名市議会防災会議規程（平成29年議会訓令第7号）第11条に規定する地区組織をもって充てる。

（平30議会訓令3・一部改正）

（地区組織の役割）

第13条 地区組織は、所管区域における被災地及び避難所等の状況の調査を行い、情報の収集に努めるものとする。

2 地区担当議員は、収集した所管区域の情報を隊長に報告するものとする。

3 隊長は、前項の情報を集約し、運営会議に報告するものとする。

4 隊長は、運営会議からの情報を地区担当議員に報告するものとする。

（対策会議の設置場所）

第14条 対策会議の設置場所は、玉名市役所本庁舎4階全員協議会室とする。ただし、玉名市役所本庁舎が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付けて定めた場所のうちから議長が指定する。

（平30議会訓令3・一部改正）

（対策会議の廃止）

第15条 議長は、市対策本部が廃止されたときは、対策会議を廃止する。

2 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の応急対策、復旧、復興等に対する措置が講じられていると認められるときは、運営会議に諮り、対策会議を廃止する。

(1) 定例会又は臨時会が開会されたとき。

(2) 常任委員会等にその事務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

（平30議会訓令3・一部改正）

（記録）

第16条 議長は、議会事務局の職員をして対策会議の開催日時、協議事項、出席議員等及び会議の概要を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第17条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日議会訓令第3号)

この訓令は、平成30年9月28日から施行する。